

上小医療圏地域医療再生計画に基づく医師等の在籍出向に関する覚書

(趣旨)

第1条 上小医療圏地域医療再生計画に基づき、国立大学法人信州大学医学部附属病院（以下「甲」という。）及び独立行政法人国立病院機構長野病院（以下「乙」という。）は、長野県上小医療圏（以下「上小地区」という。）に係る地域医療の発展・充実及び長野県内の勤務医師等の確保と人材育成の観点から教育研修の充実を目指し覚書を締結する。

(目的)

第2条 この覚書は前条の趣旨に基づき、乙に付設の「地域医療教育センター」（以下「センター」という。）に、甲に所属する医師及び助産師等（以下「医師等」という。）を在籍出向（以下「出向」という。）させることにより、甲の機能の有機的活用及び以下の研究及び教育により地域医療を担う医師不足の解消に向けての取扱いを定めることを目的とする。

- 一 上小地区におけるデータの収集・分析
- 二 地域医師会と連携した病々・病診連携パス等の開発・普及、住民への啓発
- 三 地域医療を担う医師等の人材教育

(医師等の出向)

第3条 甲は前条の目的に即している場合は、乙との協議に基づきセンターに医師等を出向させる。  
2 乙はセンターに必要な医師等の出向を甲に申請するものとし、甲は乙の申請に基づき医師等の出向について検討の上、甲・乙で協議するものとする。  
3 乙のセンターに医師等を出向させる場合は、甲及び乙は協議により出向期間を決定するものとする。ただし、出向させる医師等は変更できるものとする。

(業務)

第4条 この覚書に基づき甲が出向させる医師等は、甲の命により、甲の職員として在籍したまま、乙と労働契約を結ぶ出向者とし、乙の指揮命令に従って業務に従事するものとする。  
2 個々の出向者に係る出向期間、業務内容等については、別途、甲と乙とで取決書を交わし定めるものとする。

(勤続期間)

第5条 出向者の乙への出向期間は、甲の勤続期間に通算する。

(勤務条件)

第6条 出向者の乙における勤務規律、労働時間、休日及び休暇その他の勤務条件は、乙の規定を適用する。

(給与)

第7条 出向者の給与は、乙の規定に基づき乙が支給する。  
2 乙において支払う期末・勤勉手当に係る出向者の勤続期間には、甲における勤続期間を通算するものとする。

(退職手当)

第8条 出向者が甲を退職し引き続き乙に採用される場合は、甲は退職手当を支給せず、乙は甲における勤続期間を通算するものとする。

(社会保険等)

第9条 原則として、出向者の国家公務員共済組合員資格、健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険は乙で適用する。  
2 出向者に係る児童手当拠出金は、乙が負担する。

(健康及び安全管理)

第10条 出向者の健康及び安全管理は、乙が行う。

(懲戒)

第11条 出向者に懲戒の事由が生じたときは、原則として、乙の規定を適用するものとする。ただし、

懲戒事由が解雇に該当する場合は、甲及び乙で協議するものとする。

(復帰)

第12条 出向者が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲に復帰させる。  
一 出向期間が満了した場合（出向期間満了と同時に退職する場合を除く。）又は出向者の交代が生じた場合  
二 乙の就業規則による解雇の事由に該当し、協議により決定された場合  
三 その他甲及び乙の協議が整った場合

(赴任旅費等)

第13条 出向者の出向時及び甲への復帰時の旅費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 乙へ赴任するときの旅費は、乙の規定に基づき乙が支給する。
  - 二 甲へ復帰するときの旅費は、甲の規定に基づき甲が支給する。
- 2 出向者の乙の業務に係る出張旅費は、乙の規定に基づき乙が支給する。

(守秘義務)

第14条 出向者は乙において職務上知り得た秘密事項に関し、乙の許可なく他へ漏らしてはならないものとし、甲は出向者に対し、当該秘密事項の甲への開示を求めないものとする。  
2 出向者は甲において職務上知り得た秘密事項に関し、甲の許可なく他へ漏らしてはならないものとし、乙は出向者に対し、当該秘密事項の乙への開示を求めないものとする。

(研修等)

第15条 乙は、出向者に対し、研修を受ける機会及び学会等へ出席する機会を与えるよう努めるものとする。

(診療機器等の整備)

第16条 乙は、出向者の診療機器等及びセンターの研修機器等は、乙の負担において整備するものとする。

(医療事故等)

第17条 医療事故等が発生した場合は、甲及び乙は、法令の定めるところにより、信義誠実に解決するものとする。

(その他)

第18条 この覚書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又は、この覚書に定める事項に疑義を生じたときは、甲及び乙の協議で定めるものとする。

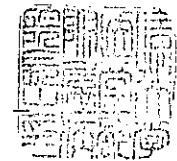
(有効期間)

第19条 この覚書の有効期間は、平成22年9月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲又は乙からの廃止の申請がない限り、継続を前提に推進するものとする。

この覚書は2部作成し、各々記名捺印の上、各1部保有する。

平成22年 9月 1日

甲 国立大学法人  
信州大学医学部附属病院  
病院長 小池 健



乙 国立病院機構長野病院  
病院長 森 哲夫

